

5 番、日本共産党の河野広子です。

通告にもとづき分割方式で質問いたします。

1、最初に、保育行政の待機児童問題です。

7 月 22 日、地元紙の記事に『「大分市の認可保育所・園」不況で増える待機児童』と報道され、取材を受けた市担当課は、経済情勢の悪化で共働きをする夫婦が増えたことが待機児童増加の原因、分析とありました。現在の大分市の公立、認可保育所・園への入園待ち、待機児童解消問題は深刻な状況だと思います。

明野に住む若いご夫婦が、共働きをするために 4 才と 1 才 7 ヶ月の子供さんを市の保育所に入所させたいと申請をされ、半年が過ぎても今だに預かってもらう事が出来ません。最初は求職中という扱いで待機となっていました。臨時の就職先が見つかって定員一杯で入れず、保育所にあずけられないので仕事も安定したところを探せないという状況に追い込まれています。明野地域周辺の認可園は特別に待機児童が多いという事で、第 1・2 希望だけでなく、さらに入所希望園の地域を拡大して継続申請していますが、今のところ入所できる展望が全く見えません。

市は、この状況をどのように受け止め、市民の願いにどう応えていく考えなのか見解をうかがいます。

全国的にみても共働きが増加し、求職中の待機児は 2010 年度現在で、4 万 8 千 356 人に上り、現在の方式で統計を取り始めた 2001 年以降で最多となったことが、厚労省の調査でも報告されています。厚労省保育課は、過去最多を更新した背景の要因について「不況の影響で、育児休暇を早く切

り上げて職場復帰したり、専業主婦が働かざるを得ないケースが増えた」と説明されています。

大分市は、これまで「待機児童」解消の取り組みとして入所定員の増員、認可保育所の増築や分園など図ってきました。今後、家庭的保育事業（保育ママ）の開始や、新年度には認可保育所1ヶ所の開設でこの事態を乗り切ろうと考えているようですが、打開の展望は見えてきません。子育て世代の願いに応える為には、公立保育所の更なる新設が求められると考えますが、見解を求めます。

待機児童過密な地域への公立保育所の増設とともに、認可保育所基準を満たしている認可外保育施設への支援を強めるなど、対策を急ぐ事だと考えますが、見解を求めます。

2、次に、教育行政 幼稚園の2年制保育拡大充実を求めて質問します。

幼稚園の2年制保育実現は、以前より関係保護者からの強い願いです。現在、市内に整備されている市立幼稚園は32園あり、そのうち2年制保育実施園は7園です。今年度、入園を希望した4歳児は286人、7園どこも30名の定員いっぱいとなっています。抽選倍率1.36倍とうかがいました。4才で入園できれば、翌年は5才児クラスとなり定員を満たす方向に向かいます。一方、5歳児のみ保育の市立幼稚園は24園で、どこも大きく定員割れをしています。定員からみて5歳児の充足率は、20.5%という実態です。この実態状況について、どのようにお考えでしょうか見

解をうかがいます。

本来使用できる開き教室、幼稚園施設を有効に活用し、市民の希望する2年制保育の実施園を増やす考えはないでしょうか、見解を求めます。

3、水道行政 についてです。

安全でおいしい大分市の水道水をめざし、大分市の水道行政の基本的な姿勢を伺うと共に、水道水源保護条例・要綱の制定を求めて質問します。

8月23日、日本共産党の4人の市議団で、中核市で独自の水道水源保護条例・要綱を設置する青森市へ視察に行っていました。青森市は、人口約302千人の中核市、三方を山で囲まれ、北は陸奥湾に望む自然豊かな地形という条件も合わせて、「日本一おいしい水」を市民の宝として守り維持していくために、青森市の水道の要、横内浄水場及び雲谷地区簡易水道の水道水源を保護し、安定供給を図るために平成14年3月「青森市横内川水道水源保護条例を制定（施行9月1日）しています。

条例・要綱制定の必要性和その背景や経過については、水源地周辺における分譲農園の開発等に起因した水質汚濁の発生から、「昭和54年、水道水源を守る指導要綱」を制定。日本中にリゾート開発が広がった、平成4年には「青森市水道水源保護指導要綱」を制定。水源地周辺に不法建築物の乱立が見られた平成14年に「青森市横内川水道水源保護条例」を制定という経過があります。水源保護区域内で汚水等を発生させるおそれのある行為については、その主体が事業者、市民を問わず軽易な行為、非常災

害時に於ける行為を除いて、すべて許可を要する行為とすることと、きびしい規制となっています。小規模開発についても事前協議を行い、協定書を締結することとあり、当然、産業廃棄物処理場との関係も条例・要綱で規定されています。無許可行為の停止命令違反、無許可行為、虚偽報告等をした場合には、懲役や罰金など科す罰則も定められています。

青森市の産廃最終処分場は、市内3ヶ所のみで、水源地域には建設設置されていないのは偶然ではないと実感しました。集水区域内の水源保護のために、区域内の民有地を買収してきた外、財産区有地513haに、「水と森を守る運動」として、ナラ・ブナなど17,000本もの植林事業を積極的に進め、市民とともに水源地域を守り育んでいます。青森市水道局は市民へ、まさに「日本一のおいしい水」を市民にと取り組む水道行政の基本的な姿勢が窺えました。

大分市の水道水源地域には産業廃棄物処理場が多数建設・稼働されており、水質の汚染については多くの市民が不安をもっています。当然、産業廃棄物最終処分場だけでなく、開発行為や企業活動から水質の保全と汚濁・汚染防止、安全な水確保につとめ、水道法第一条にかかげられているように、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、水源を守るのは水道行政の使命です。

そこで、安全でおいしい大分市の水道水をめざし、大分市の水道行政の基本的な姿勢を伺うと共に、水道水源保護条例・要綱の制定を求めますが、見解をうかがいます。

4、環境行政

産業廃棄物処分場問題については、硫化水素ガス発生と水源保護に関して質問します。

8月30日、午前9時40分頃、大分市片島の産業廃棄物最終処分場で、土管の中で、作業員の男性が倒れ、亡なる」という事態が発生しました。土管は、水質検査をするため縦に埋められ、直径は約1.5m、深さ約5mで中にハシゴが掛けられ、底には深さ0.5～1mの水が溜まっていて、作業員は、土管の中から水を抜く作業をしていたと報道されていました。大分市消防署によると作業員が見つかった直後に測定した土管内の酸素濃度は14%で、硫化水素は1.6PPMだと、同じく新聞発表されていました。この処分場は安定型の最終処分場ですから、硫化水素ガスは、発生することはないはずです。搬入される産廃物の検査はされているのでしょうか。今後の対策と合わせて見解をもとめます。

舟ヶ平の産業廃棄物処分場周辺住民から、最近、硫化水素ガスの臭いが強くなったと緑が丘団地住民や処分場前道路の通行者から訴えが寄せられています。昨年、場内から発生する硫化水素ガス濃度調査について質問しました。その後、施設改善は順調に進んでいると聞いていましたが、市民から寄せられる最近の臭気に関する苦情からすると、逆に悪化しているのではないのでしょうか。今年に入ってから硫化水素のガス濃度調査結果について答弁してください。

長い間、安定5品目以外の産廃物の投棄によって汚染水や有害ガスの発生などの実態は、搬入される産廃物のチェックが不十分だと考えます。これ以上、水道水源地域に設置されている産廃場の無法は許されません。

処分場は、七瀬川・大分川の上流域にあり、市民の水道水の約４割近くをまかなう古国府浄水場の上流域であり、改善されるまでの間、操業の停止や何らかの処分が必要ではと考えますが、見解を求めます。

県外廃棄物も大量に持ち込まれている当該処分場の放射線量測定について、先の議会でも質問いたしましたが、その後どう進められているのでしょうか、見解をうかがいます。

５、大分市行政財産使用料条例の第６条（還付）について質問します。

理容・美容協会の大分地区環境衛生協会が５月２３日の役員会で解散方向が決まり、６月の総会で解散となりました。協会は、それまで大分市保健所庁舎内の一部を使用し運営していました。残務処理事務などで６月一杯で保健所使用も撤退しました。施設使用料は、年度当初の４月に６９,７０７円、年払いで納めています。

年度当初には解散の計画予定も全く無く５月、突然の解散となったと聞いております。市民の協力組織団体、協会の解散撤退という状況から未使用となった期間については月割りでの還付は、６条（３）の規定にもとづいて返還できないものでしょうか、福祉保健部長及び財務部長の見解を求めます。